

茅野市運動公園施設使用料

R7. 10. 1改定

茅野市都市公園条例 別表第4（第16条関係）

No	施設名	使用区分等			使 用 料			
1	野球場	使用区分 / 時間区分		午前5時から 午後7時まで 1時間当たり	備考 (1) 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合は、当該区分に定める額の5倍とする。 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。			
				専用使用料				
2	弓道場	使用区分 / 時間区分		午前7時から 午後10時まで 1時間当たり	備考 ※ 午前7時から午前9時までの使用は、大会等に限る。			
				専用使用料（5人立分）				
		個人 使用 料	一 般	200円				
			小中学生・高校生	100円				
			区 分	1年当たり				
			一般 通年使用料	12,000円				
			小中学生・高校生 通年使用料	6,000円				
3	総合 体育館	専用 使用 料	使用区分 / 時間区分		午前7時から 午後10時まで 1時間当たり	照明使用料 1時間当たり	備考 (1) 大体育室及び小体育室の2分の1又は3分の1を専用使用するときの使用料及び照明使用料は、それぞれの使用料の2分の1又は3分の1の額とする。 (2) アマチュアスポーツ又は体育レクリエーション以外の目的で使用する場合は、当該専用使用料の額の2倍（照明使用料を除く。）とする。 (3) 営利目的で使用する場合は、当該専用使用料の額の10倍（照明使用料を除く。）とする。 (4) 入場料を徴収して使用する場合は、当該専用使用料の額の2倍（照明使用料を除く。）とする。 (5) 移動式暖房器を使用するときは、実費相当額を別に徴収する。 料を除く。）とする。 ※ 午前7時から午前9時までの使用は、大会等に限る。	
					大体育室			
			小体育室	1,000円	910円			
			柔道場	900円				
			剣道場	900円				
			卓球室	600円				
			会議室等（1室）	300円				
		トレーニング室	一 般	小中学生・高校生	100円			
				区 分	1年当たり			
				一般 通年使用料	12,000円			
				小中学生・高校生 通年使用料	6,000円			
			区 分	1回当たり				
			ギャラリー	100円				
4	庭球場	使用区分 / 時間区分		午前5時から 午後10時まで 1時間当たり	照明使用料 1コート 1時間当たり	備考 ※ 砂入人工芝コートの使用は、午前9時からとし、開始時間30分前から受付、2時間限度とする。 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。		
				専用使用料				200円
		個人 使用 料	人工クレートコート1面	800円	200円			
			砂入人工芝コート1面	800円				
			区 分	1年当たり				
			一般 通年使用料	12,000円				
小中学生・高校生 通年使用料	6,000円							
5	広場 野球場	使用区分 / 時間区分		午前5時から 午後10時まで 1時間当たり	照明使用料 1面 30分当たり	備考 (1) 2分の1の使用は、当該区分に定める額の2分の1とする。 (2) 照明使用料1面とは、全体の4分の1面とする。 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。		
				専用使用料				1,200円
6	陸上 競技場	使用区分 / 時間区分		午前5時から 午後10時まで 1時間当たり	備考 (1) アマチュアスポーツ又は体育レクリエーション以外の使用は、当該専用使用料の額の2倍とする。			
				専用使用料				2,000円
		個人 使用 料	一 般	200円				
			小中学生・高校生	100円				
			区 分	1年当たり				
			一般 通年使用料	12,000円				
小中学生・高校生 通年使用料	6,000円							
7	国際 スケート センター	専用使用料		1時間当たり	26,000円			備考 (1) 回数券は、11枚綴りとする。 ※午前8時から午後8時30分まで
		個人使用料		単位	一般	小中高生	付添	
				1人1回	1,000円	500円	200円	
				回数券	10,000円	5,000円	2,000円	
				期間券	40,000円	20,000円	8,000円	
8	ゴルフ 練習場	単位	金額	※ 平日・土曜日は午前10時から午後10時まで 日曜日・祝日は午前9時から午後10時まで				
		1球	10円					
9	バッティ ングセンター	単位	金額	※ 午前9時から午後9時まで				
		1ゲーム（25球）	200円					
10	自由広場	使用区分 / 時間区分		午前5時から 午後7時まで 1時間当たり	備考 (1) 2分の1使用は、当該区分に定める額の2分の1とする。			
				専用使用料				1,000円
11	屋内ゲート ボール場	使用区分 / 時間区分		午前5時から 午後10時まで 1時間当たり	備考 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。			
				専用使用料（1面当たり）				400円
12	マレット ゴルフ場	使用区分 / 時間区分		午前5時から 午後5時まで 1時間当たり	備考 (1) 大会使用料とは、大会を目的に使用申請したものをいう。			
				大会使用料				1,300円
13	焼肉広場	使用区分 / 時間区分		午前9時から 午後9時まで 1時間当たり	備考 (1) 2分の1の使用は、当該区分に定める額の2分の1とする。			
				専用使用料				200円

No	施設名	使用区分等		使用料等	
14	使用区分		時間区分	午前 5 時から 午後 7 時まで 1 時間当たり	
	岳麓公園	専用 使用 料	多目的広場	1,000円	
	前宮公園		多目的広場	1,000円	
	花蔭公園		多目的広場	1,000円	
			テニスコート	280円	
	弓振公園		多目的広場	1,000円	
	中大塩公園		多目的広場	1,000円	
15	区分		1 回		
	コインロッカー、ラケット等		100円		

備考

- 未就学児童は無料とする。
- この表の専用使用料の区分における「1 時間」とは、正時から次の正時までをいう。
- 使用時間が 1 時間に満たないときであっても、1 時間の使用料とする。
- この表により算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- この表において「高校生」とは、学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）又は高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る。）に在籍する者をいう。
- この表において「中学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（中学部に限る。）に在籍する者をいう。
- この表において「小学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部に限る。）に在籍する者をいう。

永明社会体育館使用料

R6. 4. 1改正

茅野市永明社会体育館条例 別表（第 8 条関係）

No	施設名	使用区分	使 用 料	
1	永明社会体育館	使用区分	時間区分	午前 9 時から 午後10時まで 1 時間当たり
		専用使用料（全面）		

- 備考
- (1) この表の専用使用料の区分における「1 時間」とは、正時から次の正時までをいう。
- (2) 使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とみなす。